

## 新型コロナウイルス感染症に対応した助成金制度のご案内

職業安定行政の業務運営につきまして、日ごろより格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方の雇用維持の取組みに対し『雇用調整助成金等』の特例措置の実施による支援を行ってまいりましたが、8月及び9月も一定の要件を満たす場合、継続して活用が可能となったところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業された労働者のうち休業手当の支払いを受けることができなかった方は、『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』を直接国に申請することができます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に助成される『産業雇用安定助成金』の利用が可能です。

くわえて、新型コロナウイルス感染症の影響により離職に至った方が、ハローワーク等を通じて未経験の職種に試行的に雇用された場合、『トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）』の利用が可能となります。

つきましては、『雇用調整助成金等』、『休業支援金等』及び『トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）』について、引き続き広く周知・情報提供くださいますようよろしくお願いします。

各 位

令和3年7月15日

宮城労働局 職業安定部長

**1. 『雇用調整助成金』**

ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

**2. 『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』**

ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

**3. 『産業雇用安定助成金』**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

**4. 『トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）』**

ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/newpage\\_16286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html)

問い合わせ先

【上記 1, 3, 4】

宮城労働局 職業安定部 職業対策課

電話 022（299）8063 ※土日祝日休み

【上記 2】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120（221）276

※月～金 8：30～20：00 土日祝日 8：30～17：15